

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和3年度 衣浦港投資効果検討業務
業 務 概 要	本業務は、衣浦港の利用状況等を把握して将来貨物等の需要予測を行い、施設規模や施設配置（案）を検討するとともに整備効果分析を実施するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 三河港湾事務所長 嶋原 茂 愛知県豊橋市神野ふ頭町1-1
契 約 年 月 日	令和3年6月30日
契 約 業 者 名	株式会社シオ政策経営研究所
契 約 業 者 の 住 所	東京都新宿区四谷1-8-14
契 約 金 額 (税 込)	¥21,395,000.-
予 定 価 格 (税 込)	¥21,780,000.-
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	別紙の通り
業 務 場 所	-
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和3年6月30日
履 行 期 間 (至)	令和4年3月25日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 令和3年度 衣浦港投資効果検討業務

2. 選定理由

本業務は、衣浦港の利用状況等を把握して将来貨物等の需要予測を行い、施設規模や施設配置（案）を検討するとともに整備効果分析を実施するものである。

本業務の手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。

審査の結果、株式会社シオ政策経営研究所を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、株式会社シオ政策経営研究所と随意契約するものである。

